

札幌市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
令和 6 年（2024 年）11 月 28 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例
札幌市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 28 年条例第 22 号）の一部
を次のように改正する。

別表 6 の項中「2,100 円」を「2,300 円」に改め、同表 7 の項中「400 円」を
「450 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表 6 の項の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日以前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に札幌市動物の愛護及び管理に関する条例第 21 条第 1 項又は動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 36 条第 2 項の規定により収容した犬（同法第 35 条第 1 項の規定により引き取ったものを除く。）を施行日以後に返還する場合における改正後の別表 7 の項の規定の適用については、同項中「450 円に収容」とあるのは、「400 円に収容から令和 7 年 3 月 31 日までに要した日数を乗じて得た額と 450 円に同年 4 月 1 日」とする。

（理 由）

犬又は猫の引取り等に係る手数料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。